

鳥羽市水道事業・下水道事業  
経営戦略改定支援業務委託仕様書

鳥羽市水道事業  
鳥羽市下水道事業

## 1 総則

(適用)

- 1 本仕様書は、「鳥羽市水道事業・下水道事業経営戦略改定支援業務委託」に適用する。

(目的)

- 2 この仕様書は、鳥羽市（以下「市」という。）における、水道事業及び下水道事業経営の更なる経営健全化のため、既存の各種計画等を再度精査した上で、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標設定ができるよう経営戦略の改定を実施することを目的とする。

(法令等の遵守)

- 3 本業務を実施するにあたり、関連する法令等を順守しなければならない。また、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月）」、総務省通知「経営戦略の改定推進について（令和 4 年 1 月）」、「経営戦略策定・改定ガイドライン改定版（平成 31 年 3 月）」、「経営戦略策定・改定マニュアル改訂版（令和 4 年 1 月）」に準拠して業務を行うものとする。

(提出書類)

- 4 受託者は、業務の実施にあたり、次の書類を市に提出しなければならない。
  - ・着手届
  - ・工程表
  - ・管理技術者届
  - ・完了届

(業務実施及び履行体制)

- 5 本業務の実施及び履行にあたっては次の点に留意すること。
  - (1) 水道事業・下水道事業の運営及び公営企業会計についての専門知識を有する必要があるため、税理士又は公認会計士の有資格者が必要に応じて監修できる体制を有していること。
  - (2) 受託者は、本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有していること。
  - (3) 水道事業・下水道事業の運営及び公営企業会計について精通し、本業務と同種の業務実績を有する者を従事させることができる組織、人員を有すること。
  - (4) 受託者は、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で業務を実施すること。

(協議及び報告)

- 6 受託者は、本業務の各作業段階において、作業内容、手法等を整理し、適宜、十分な協議を行うものとし、作業期間中は業務の進捗状況を市に随時報告するものとする。なお、協議等を行った場合は、会議録を作成し提出すること。

## 2 業務

(業務名)

- 1 委託業務名は「鳥羽市水道事業・下水道事業経営戦略改定支援業務委託」とする。

(委託期間)

- 2 委託期間は契約締結日から令和8年3月20日までとする。

(対象事業)

- 3 委託業務の対象事業は次のとおりとする。

- (1) 鳥羽市水道事業
- (2) 鳥羽市下水道事業

(計画期間)

- 4 経営戦略の計画期間は10年間（令和8～17年度）とする。

(委託する業務)

- 5 本業務は、水道事業・下水道事業ごとに次に示す作業を行うものとする。

- (1) 事業概要の整理
- (2) 経営の基本方針の検討
- (3) 投資・財政計画の策定
- (4) 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項
- (5) 経営戦略の検討報告書のとりまとめ

(業務の内容)

- 6 委託業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 事業概要の整理

① 経営の現状分析

- ・過去の決算書データ等から収益・費用の各項目の増減変化を分析すること。
- ・類似団体比較等によりその水準の適否を判断すること。
- ・現在の経営状況に係る課題を洗い出すこと。
- ・これまでの効率化・経営健全化の取組についての検証・評価を行うこと。
- ・目標値や計画値と実績値との乖離原因を分析し、効果的な改善策を盛り込むこと。

② 将来の事業環境の把握

- ・人口予測やサービスに対する需要予測、料金収入の将来予測の見通しを示すこと。
- ・サービス需要等や料金収入の将来予測は、原則として30～50年超の期間とする。
- ・基礎的な社会経済情報の変化など、踏まえるべき要素を考慮した改定を行うこと。

(2) 経営の基本方針の検討

① 経営の基本方針の検討

- ・ 公営企業として事業を継続する上での基本方針を記載すること。
- ・ 総合計画や個別計画等との整合性を図ること。
- ・ 計画期間内における具体的な取り組み、目標等を記載すること。

(3) 投資・財政計画の策定

① 投資試算

固定資産台帳データやアセットマネジメント計画を踏まえた試算を行う。

- ・ 施設・設備の現状把握や将来の需要予測を行うこと。
- ・ 目標設定や投資額の合理化を行うこと。
- ・ 投資の優先順位や平準化等による合理的な見通しを取りまとめること。

② 財源試算

現行料金体系の調査・整理を行うほか、料金改定の見通しについても検討を行う。

- ・ 財務状況の適切な現状把握・分析を行うこと。
- ・ 目標設定や財源構成の検討を行うこと。
- ・ 財源の見通しを取りまとめること。

(4) 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

① 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

- ・ 策定された経営戦略の事後検証及び見直しの方法について検討すること。
- ・ 進捗状況の評価の方法及び時期の設定、見直し等の期間についても設定すること。

(5) 経営戦略の検討報告書のとりまとめ

① 報告書の作成

- ・ 前記(1)～(4)の検討結果を取りまとめ報告書を作成すること。

(成果品)

7 本業務の成果品は以下のとおりとする。

| 成果品                 | 体裁           | 部数    |
|---------------------|--------------|-------|
| ① 委託業務実施完了報告書       |              |       |
| ② 鳥羽市水道事業経営戦略       | A 4 版製本      | 2 0 部 |
| ③ 鳥羽市水道事業経営戦略（概要版）  | A 4 版製本      | 2 0 部 |
| ④ 鳥羽市下水道事業経営戦略      | A 4 版製本      | 2 0 部 |
| ⑤ 鳥羽市下水道事業経営戦略（概要版） | A 4 版製本      | 2 0 部 |
| ⑥ 各種引用データ・集計データの成果物 | D V D－R 等の媒体 | 一式    |

※上記②～⑤については、データ提供も求めるものとし、データの更新等が行えるよう MS－Excel・Word 等の汎用ソフトによること。

### 3 その他

#### (資料の収集)

- 1 本業務を実施する上で必要となる資料の収集は、原則として受託者が行うものとするが、市が保有する資料で必要なものがあるときは、受託者の依頼に基づき市が貸与する。なお、貸与した資料については、業務完了後、速やかに返却すること。万一資料等に損傷を与えた場合は、受託者が責任を持って修復すること。

#### (再委託の禁止)

- 2 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託してはならない。

#### (成果品の帰属)

- 3 本業務における成果及び業務作成上の資料等については、全て市に帰属するものとし、市からの要請があれば速やかに引き渡すこと。成果品の所有権、著作権及び利用権は、市に帰属するものとする。

#### (業務の補償)

- 4 業務完了後において、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は受託者の負担とする。

#### (損害賠償)

- 5 本業務に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等について、直ちに委託者に報告しなければならない。  
上記において生じた損害は、すべて受託者の責任において解決するものとする。

#### (疑義)

- 6 本業務の実施について、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義を生じた場合は、市と受託者が協議の上、決定する。